

令和8年度茨城県狩猟免許等取得支援補助金

茨城県では、将来にわたり、ツキノワグマの捕獲に従事するため、新たに狩猟免許（第一種銃猟免許）やライフル銃を取得した方を対象に、取得経費の一部を補助します。

○補助対象者

2026年4月1日～2027年2月15日の間に、新たに^{※1}狩猟免許（第一種銃猟免許）又はライフル銃^{※2}を取得し、かつ以下の条件すべてを満たす者。

- (1) 茨城県内に住所を有すること。
- (2) 県内市町村の有害鳥獣捕獲業務に従事していること又は一般社団法人茨城県猟友会の会員であること。
- (3) 将来にわたり、県内におけるツキノワグマ捕獲に従事することを確約すること。

※1 過去に狩猟免許（第一種銃猟免許）やライフル銃を取得していた方が、一度失効・返納し、再度取得した場合も、補助対象となります。

※2 ライフル銃は、銃砲店から購入したものに限りです。

○補助対象経費・補助上限額

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額
狩猟免許の新規取得 （第一種銃猟免許）	(1) 狩猟免許試験申請手数料 (2) 医師の診断書料	1万円
ライフル銃の新規取得	(1) ライフル銃購入経費 (2) 猟銃所持許可申請手数料 (3) 医師の診断書料	15万円

※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助金が交付される場合は、補助対象経費から市町村等補助金額を差し引いた額を交付します。

※ 補助金の交付申請時に、補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）の写しを提出する必要があります。

【問合せ・書類の提出先】

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G

住所：茨城県水戸市笠原町978-6

電話：029-301-2946

FAX：029-301-2948

電子メール：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp

※書類の提出にあたっては、県ホームページに掲載の補助金交付要項等を必ずご確認ください。